

競争力強化型機器等導入緊急対策事業の実施に当たり、事業主体等に対して漁業所得の金額の適切な算出方法等を指導したり、KPI等を達成していない事業主体に対して達成に向けて必要な取組方針を実施状況報告書に記載させるなどしたりして、KPI等の達成状況の把握やKPIの達成に向けた改善指導が適切に行われるよう改善させたもの

指摘の背景となったKPI等の達成状況が適切に把握されていなかったなどの事業主体に対する交付額(1)(支出)	21億9999万円
指摘の背景となった実績年の漁業所得の金額がKPI等を下回っていたにもかかわらず、改善指導が適切に行われていなかった事業主体に対する交付額(2)(支出)	22億5976万円
指摘の背景となった(1)及び(2)の純計(支出)	33億0971万円

1 事業の概要

(1) 競争力強化型機器等導入緊急対策事業の概要

水産庁は、水産業の競争力強化を図ることなどを目的として、「水産関係民間団体事業実施要領」等に基づき、特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構に対して基金を造成させるために漁業経営安定対策事業費補助金を交付している。そして、機構は、生産の効率化や漁船漁業の構造改革等に取り組むための「浜の活力再生広域プラン」等に基づいて、競争力強化型機器等導入緊急対策事業(以下「機器等導入事業」)を実施する事業主体に対して、造成した基金を取り崩して競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金を交付している。

「水産関係民間団体事業実施要領の運用について」等(以下「運用通知等」)によれば、機器等導入事業の事業主体は、競争力の強化に取り組む漁業を営む個人又は法人とされており、機構は、漁船用エンジンその他の漁業用機器等の導入に要する経費のうち当該機器等の本体価格の1/2以内の金額を助成することとされている。そして、助成の対象となる漁業用機器等は、事業開始年度を含め5年以内に漁業所得(個人経営の場合)又は償却前利益(法人経営の場合)(これらを「漁業所得」)を10%以上向上する目標の達成に資するものとされている。

(2) 実施計画の策定及びKPI等の達成状況等の報告

同庁は、事業主体が5年以内に漁業所得を10%向上することを評価の指標(指標となる漁業所得の金額を「KPI」としている)としている。

運用通知等によれば、事業主体は、機器事業実施計画を策定して機構の承認を受けることとされており、実施計画において、5年以内に漁業所得を10%以上向上する目標を定めることとされている。そして、機器等導入事業の開始前年等を基準年として、基準年の漁業所得の金額、事業開始年度から5年間の各年度(以下「実績年」)において目標とする漁業所得の金額(以下「年度目標」といい、KPI及び年度目標を合わせて「KPI等」)等を設定することとされている。

また、運用通知等によれば、事業主体は、機器等導入事業の実施後、KPI等の達成状況等について、毎年度、競争力強化型機器等導入緊急対策事業実施状況報告書を機構に提出し、年度目標を達成していない場合には、その理由を記載することとされている。一方、事業開始年度を含めて5年以内のいずれかの年度において、KPI等を達成した場合でも、事業開始年度を含めて5年間は、毎年度、実施状況報告書を提出してその達成状況等を報告することとされている。

(3) 機器等導入事業の実施に関する指導及び監督並びに改善指導

運用通知等によれば、水産庁長官は、機器等導入事業の実施に関して必要な指導及び監督を行うこととされている。

そして、機構は、実施状況報告書におけるKPI等の達成状況を確認するとともに、KPI等の達成状況に応じて、事業主体に対する改善指導を行うこととされている。また、広域水産業再生委員会(以下「広域再生委員会」)又は地域水産業再生委員会(以下「地域再生委員会」)は、機器等導入事業の実施に関して、事業主体に対する指導及び監督を行うこととされている。

2 検査の結果

1, 041事業主体が平成28年度から30年度までに実施した機器等導入事業(事業費計88億2126万円、助成金計40億7577万円(国庫補助金額同額))を対象として検査した。

(1) KPI等の達成状況が適切に把握されていなかったなどの事態

基準年及び実績年の漁業所得の金額を確認したところ、1, 041事業主体のうち577事業主体(事業費計47億6590万円、助成金計21億9999万円)について、次のアからウまでの事態が見受けられ、基準年又は実績年の漁業所得の金額が適切に算出されていないなどのため、機構においてKPI等の達成状況が適切に把握されていなかったり、適切に把握されているか確認できなかったりしていた。

ア 計算誤りなどにより、漁業所得の金額を誤って算出していたもの(256事業主体)

イ 実績年の漁業所得の金額の算出に当たり、収入又は支出に計上する項目が基準年と異なっていて、基準年と同一の方法により算出していなかったため、基準年と実績年の漁業所得の金額を比較することができないもの(229事業主体)

ウ 事業主体が所属している漁業協同組合の職員が根拠資料の提出を受けることなく事業主体からの聞き取りにより算出した漁業所得の金額が報告されるなどしていたため、漁業所得の金額が適切に算出されているか確認できないもの(212事業主体)

(2) 実績年の漁業所得の金額がKPI等を下回っていたにもかかわらず、改善指導が適切に行われていなかった事態

機構による事業主体に対する改善指導の実施状況についてみたところ、1, 041事業主体のうち583事業主体(事業費計48億9662万円、助成金計22億5976万円)では、30年度までに提出された実施状況報告書において実績年の漁業所得の金額がKPI及び年度目標をいずれも下回っていた年度が生じていた。機構はこれらの583事業主体に対して、KPIの達成に向けた取組方針を示させるなどしておらず、改善指導が適切に行われていなかった。このことについて、機構は、事業主体に対する改善指導は、広域再生委員会等を通して行っているとしている。

しかし、改善指導の内容についてみると、実施状況報告書において実績年の漁業所得の金額が年度目標を下回っている場合に、事業主体にその理由及び現状を認識させるよう広域再生委員会等を通して指導していただけて、KPIの達成に向けた取組方針を示させるなどの具体的な改善指導は行われていなかった。また、同庁においても、機構等に対して指導等を行っていなかった。

このように、機器等導入事業の実施に当たり、漁業所得の金額が適切に算出されていないなどのためKPI等の達成状況が適切に把握されていなかったなどの事態及びKPIの達成に向けた事業主体に対する改善指導が適切に行われていなかった事態(重複分を除くと、854事業主体(事業費計71億6531万円、助成金計33億0971万円))は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 水産庁が講じた改善の処置

同庁は、KPI等の達成状況が適切に把握され、KPIの達成に向けた改善指導が適切に行われるよう、令和3年3月に、機構等に対して事務連絡を発して、次のような処置を講じた。

ア 広域再生委員会及び地域再生委員会と連携・協力して、事業主体において過年度事業を含めた全ての機器等導入事業について、基準年及び実績年の漁業所得の金額が適切に算出されているか確認し、適切に算出されていない場合には適切な金額に修正して機構へ報告させるよう指導した。

イ 漁業所得の金額の算出に当たっては、基準年と実績年とで同一の根拠資料に基づき、同一の方法により適切に算出するとともに、その算出が適切であることを事業主体、広域再生委員会及び地域再生委員会に対して指導するよう指導した。

ウ 広域再生委員会及び地域再生委員会と連携・協力して、KPI等を達成していない事業主体に対して、達成していない理由等に加え、KPIの達成に向けて必要な取組方針を実施状況報告書に記載させ、その内容についての指導や取組状況の確認を行うなどして、適切な改善指導を行うよう指導した。